

職員の給与に関する報告及び勧告

平成 26 年 9 月

神戸市人事委員会

人委調第326号
平成26年9月10日



神戸市会議長 安達和彦様

神戸市長 久元喜造様

神戸市人事委員会

委員長 橋口秀志

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

職員の給与に関する報告及び勧告

別紙第1 報 告

	頁
1 報告の概要	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 人事院報告・勧告の概要	11
4 結び	15

別紙第2 勧 告.....	24
---------------	----

参 考 資 料

参考資料目次	29
第1部 市職員給与等の実態	30
第2部 民間給与等の実態	57
第3部 労働経済指標	72
<参考>給与報告・勧告の手順	74

報 告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、民間企業の厳しい経営環境を反映して、月例給・特別給（期末・勤勉手当）とも、平成20年度以降は据置きまたは引下げとしている。

本年度の民間給与実態調査は、昨年度と同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。本年度の春季賃金改定では、景気の回復の影響が市内の民間企業にも及び、ベースアップを実施した事業所が昨年度より大幅に増加するなど、多くの企業において賃金引上げの動きが見られた。

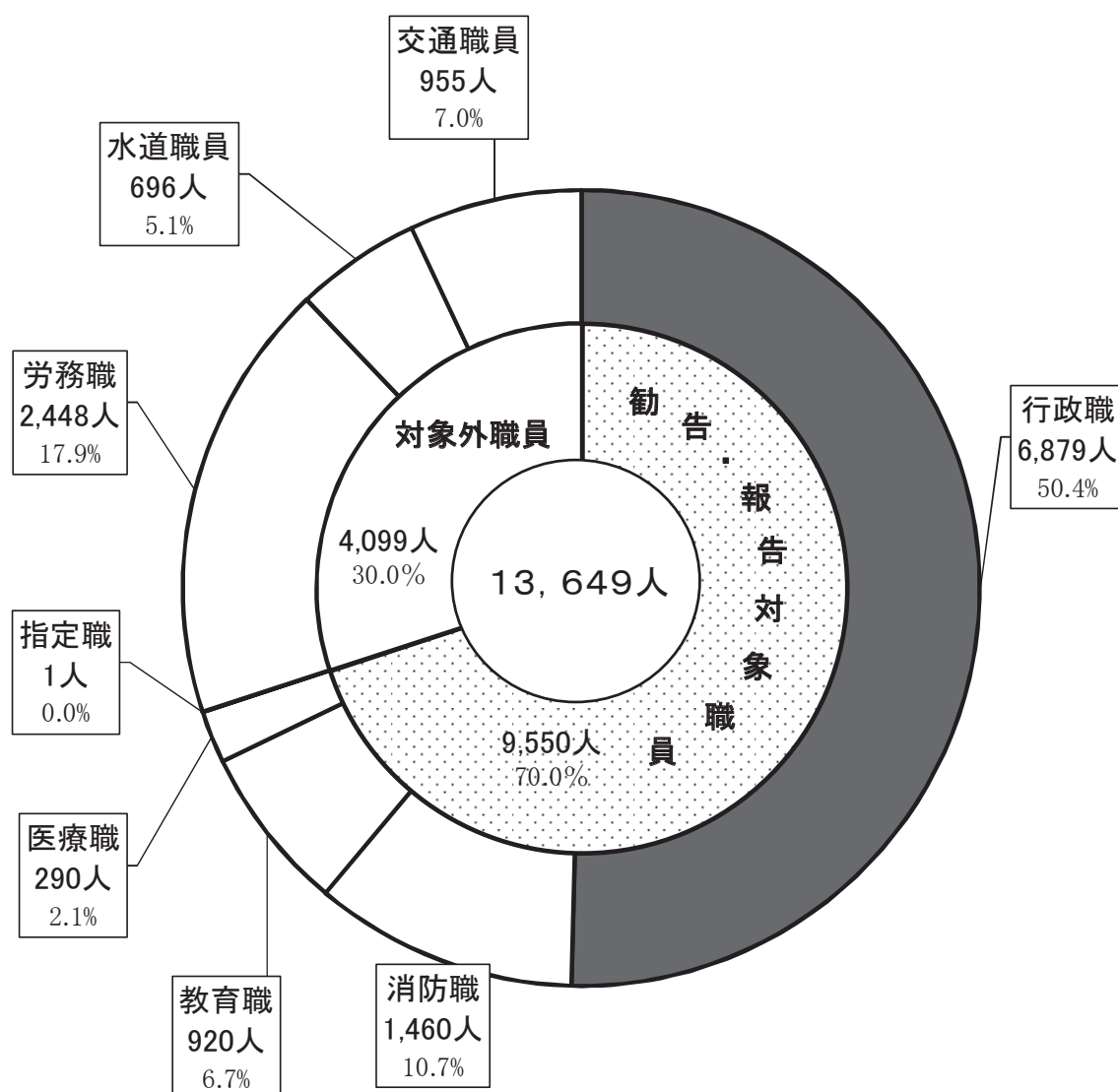
このような状況において、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を1,014円（0.25%）下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.15月分の引上げを勧告することとした。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職、指定職（計9,550人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p. 30, p. 31 参照)

勧告対象職員について

労務職員、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

なお、県費負担教職員（市立小中学校に勤務する教諭等）は、給与その他の勤務条件について兵庫県の条例が適用されるため、本委員会の勧告の対象ではなく、兵庫県人事委員会の勧告の対象となっている。

また、行政職職員から平成26年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,525人で、給与等の状況は第1表に示すとおりである。なお、行政職職員は、6,879人で平均年齢は42.4歳である。

第1表 職員の給与等の状況（較差比較対象職員）

項 目		平成26年度	(参考)平成25年度
平均 給 与 月 額	給 料	344,792円	349,990円
	扶 養 手 当	9,863円	10,192円
	地 域 手 当	36,580円	37,070円
	管 理 職 手 当	10,489円	10,498円
	住 居 手 当 等	7,569円	7,673円
	合 計	409,293円	415,423円

- (注) 1 給料については、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。
2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		平成26年度	(参考)平成25年度
職 員 数		6,879人	6,950人
平 均 年 齢		42.4歳	43.1歳
平均勤続年数		19.5年	20.3年
平均扶養親族数		0.90人	0.94人
男女別構成比		男性61.7% 女性38.3%	男性62.5% 女性37.5%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	61.4%	59.0%
	短 大 卒	11.2%	12.1%
	高 校 卒	26.7%	28.2%
	中 学 卒	0.6%	0.7%

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「平成 26 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で 50 人以上、かつ、支店等の事業所単位で 50 人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.57 参照)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、第 2 表に示すとおり、大学卒、高校卒ともに市内においては昨年度に比べて減少している。一方、全国においては大学卒、高校卒ともに増加している。また、初任給改定の状況については、市内、全国ともに初任給を増額した事業所の割合が増加し、初任給を据え置いた事業所の割合が減少している。

第 2 表 民間における採用・初任給改定の状況

(単位：%)

		神戸市				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成 26 年度	32.8	31.4	68.6	0.0	67.2
	平成 25 年度	37.5	9.7	90.3	0.0	62.5
高校卒	平成 26 年度	14.8	20.4	77.7	1.9	85.2
	平成 25 年度	19.1	7.9	92.1	0.0	80.9

(参考) 全国の状況

(単位：%)

		全国				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成 26 年度	47.0	19.8	79.6	0.6	53.0
	平成 25 年度	39.8	8.4	90.5	1.1	60.2
高校卒	平成 26 年度	23.7	20.2	78.8	1.0	76.3
	平成 25 年度	15.2	8.5	90.1	1.4	84.8

(注) 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を 100 としたときの割合である。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて市内、全国ともに大きく増加している。また、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて市内、全国ともに減少している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	平成26年度	33.4	13.8	0.7	52.1
	平成25年度	7.5	27.0	0.0	65.5
課長級	平成26年度	26.7	15.2	0.0	58.1
	平成25年度	6.6	21.6	0.8	71.0

(参考) 全国状況 (単位：%)

係員	平成26年度	24.3	9.4	0.1	66.2
	平成25年度	13.1	12.9	0.5	73.5
課長級	平成26年度	19.9	9.9	0.1	70.1
	平成25年度	11.8	12.2	0.5	75.5

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて市内においては係員、課長級ともにやや減少している。一方、全国においては係員、課長級ともに増加している。また、定昇を停止した事業所は、昨年度に比べて市内においては係員、課長級ともにやや増加し、全国においては係員、課長級ともに減少している。

第4表 民間における定期昇給の状況 (単位：%)

		定昇制度あり					定昇制度なし	
		定昇実施	定昇			定昇停止		
			増額	減額	変化なし			
係員	平成26年度	87.6	86.1	21.8	5.5	58.8	1.5	12.4
	平成25年度	88.5	87.5	21.0	7.2	59.3	1.0	11.5
課長級	平成26年度	75.2	73.8	16.7	4.8	52.2	1.5	24.8
	平成25年度	77.0	76.0	19.6	7.9	48.5	1.0	23.0

(参考) 全国状況 (単位：%)

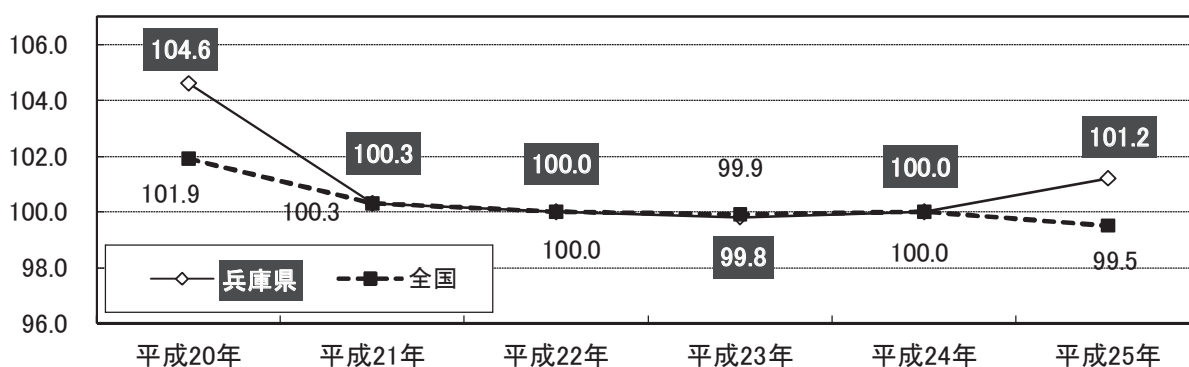
係員	平成26年度	85.6	83.2	28.2	4.0	51.0	2.4	14.4
	平成25年度	84.2	79.8	22.2	7.8	49.8	4.4	15.8
課長級	平成26年度	79.4	76.8	25.2	3.6	48.0	2.6	20.6
	平成25年度	77.5	72.9	19.7	7.7	45.5	4.6	22.5

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成22暦年平均=100)は、平成25年平均は全国で99.5と昨年より0.5ポイント低下した。一方、兵庫県は101.2と昨年より1.2ポイント上昇している。参考までに、直近の平成26年4月においては、兵庫県は102.3で、前年同月(102.1)より0.2ポイント上昇しており、全国は100.9で、兵庫県と同様に前年同月(100.7)より0.2ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

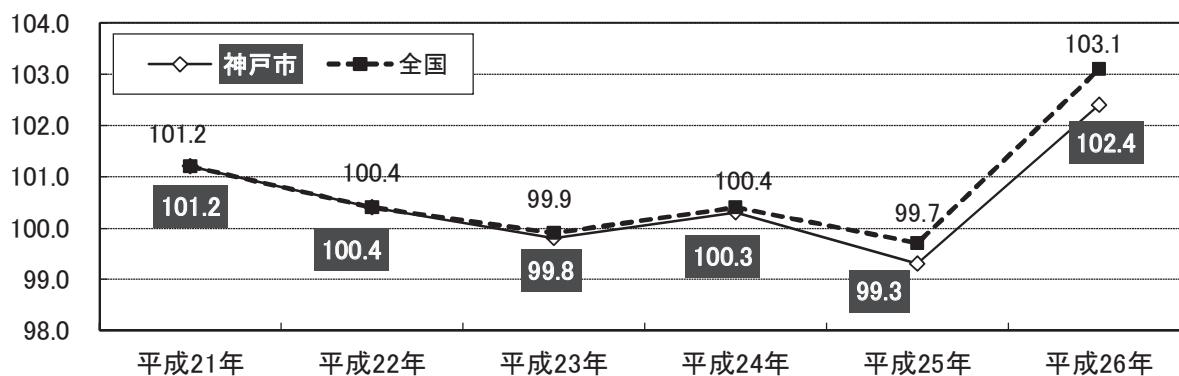


(注) 全国、兵庫県ともに、平成22暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価及び生計費の動向

平成26年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり、102.4となり、全国と同様に昨年より大幅に増加している。

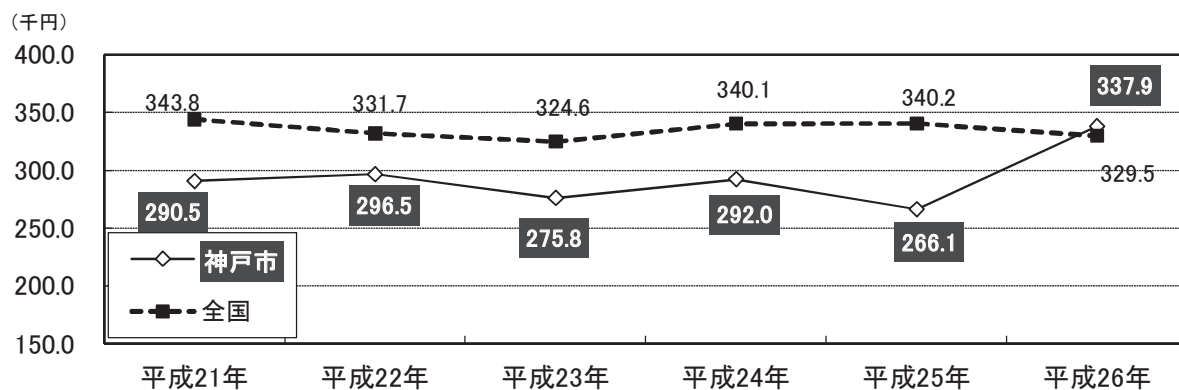
図3 消費者物価指数の推移(各年4月)



(注) 全国、神戸市とも、平成22暦年平均を100とした指数である。

また、「家計調査」（総務省）によると、図4に示すとおり、平成26年4月の勤労者世帯の消費支出は、神戸市は337,876円、全国は329,548円となっている。

図4 消費支出の推移(各年4月)

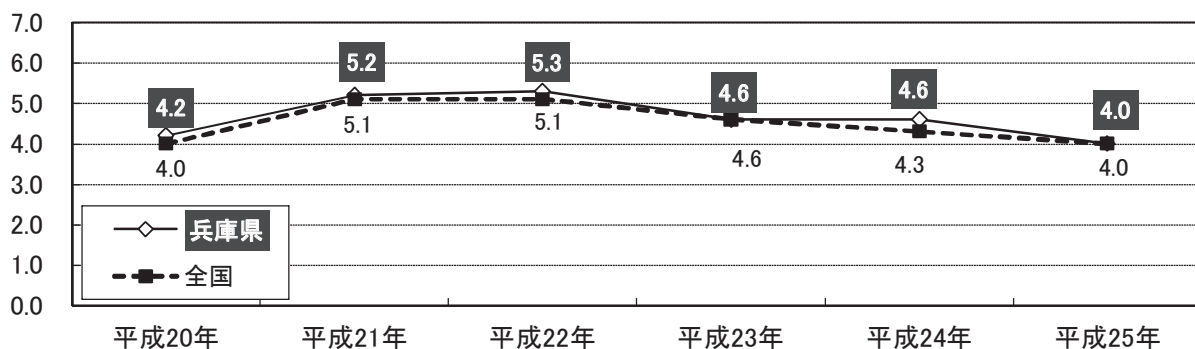


- (注) 1 全国は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）の、神戸市は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む）の消費支出である。
- 2 消費支出とは、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額で、支出の目的により、食料、住居（ローンは除く）、光熱水、家具・家事用品、被服、保険医療、交通・通信、教育等に大別される。

ウ 雇用情勢等

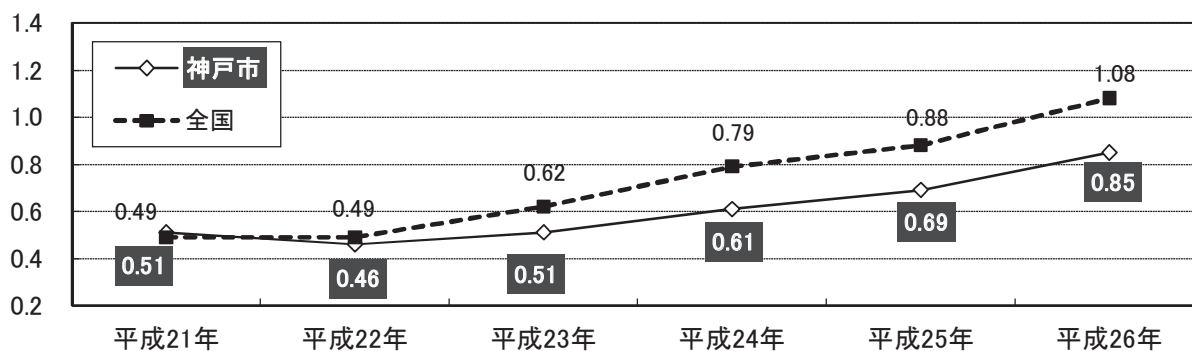
「労働力調査」（総務省）によると、図5に示すとおり、完全失業率は平成20年以降上昇し、平成21年から平成22年にかけてピークとなった。しかし、平成23年以降は改善が見られ、平成25年は兵庫県、全国とも4.0%となっている。参考までに、直近の平成26年4月から6月の平均値は、兵庫県は4.1%（平成25年同期は4.1%）、全国は3.7%（平成25年同期は4.2%）となっている。

図5 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、図6に示すとおり、雇用情勢の先行指標である有効求人倍率は、昨年4月と比較すると、神戸市は0.85倍と改善の傾向が見られるものの、数値自体は全国よりも低い水準にとどまっている。

図6 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数) 全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり1,014円(0.25%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
410,307円	409,293円	1,014円(0.25%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均給与月額4.12月分(昨年は3.96月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(3.95月)は、民間事業所の支給月数を0.17月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間-職員
下半期	1.96月分	2.05月	△0.09月
上半期	2.16月分	1.90月	0.26月
年間	4.12月分	3.95月	0.17月

(注) 下半期は平成25年8月から26年1月まで、上半期は26年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
18	△303	△0.07	4.45
19	440	0.10	4.50
20	(50)	(0.01)	↓
21	△205	△0.05	4.15
22	△203	△0.05	3.95
23	(△56)	(△0.01)	↓
24	△945	△0.22	↓
25	(△89)	(△0.02)	↓
26	1,014	0.25	4.10

(注) 平成20、23、25年度は給与改定の勧告を見送った。

3 人事院報告・勧告の概要（平成26年8月7日）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
 - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
 - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- * 平成27年4月から3年間で実施。俸給引下げには3年間の経過措置。段階的实施に必要な原資確保のため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率88.1%)

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472円 平均年齢43.5歳]
[俸給 988円 はね返し分(注) 102円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12月(公務の支給月数 3.95月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づき、支給地域を見直し

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
26年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
27年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期等]

- ・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日
寒冷地手当は平成27年4月1日（所要の経過措置）
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

[俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表（一） 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職（一）の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職（一）との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職（一）については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員（行政職（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

[地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
* 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0以上）
* 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）
- ③ 特例 1級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ16%に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) **広域異動手当** 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) **単身赴任手当** 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) **本府省業務調整手当** 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) **管理職員特別勤務手当** 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) **その他** 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給〔実施時期：平成27年4月1日〕
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

(1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

(2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

(1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

(2) 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実

(3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

(4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

4 勤務環境の整備

(1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

(2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

(3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、eラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

5 平成27年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む

4 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を1,014円(0.25%)下回っている状況である。

また、特別給(期末・勤勉手当)については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月)が市内民間事業所の支給月数(4.12月)を0.17月下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次の(1)のとおりとすること、その他の事項について、次の(2)のとおりとすることが適切であると判断した。

更に、本委員会としては、本市職員にかかる諸課題について、次の(3)のとおり取り組んでいくことが必要であると考えます。

(1) 本年度の給与改定の取扱いについて

ア 月例給

行政職給料表については、本市職員の実態を踏まえ、国の行政職俸給表(一)及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

イ 特別給

(ア) 支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮して、0.15月分引き上げる必要がある。

(イ) 本年度12月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況や国や他の政令指定都市との均衡を考慮して見直す必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月
勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）	1.50月
計	1.90月	2.20月	4.10月
27年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月
計	1.975月	2.125月	4.10月

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告を考慮して、支給額を改定する必要がある。

エ 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、人事院勧告を考慮して、使用距離の区分に応じて引き上げる必要がある。

オ 改定の実施時期

ア、ウ及びエについては、平成26年4月1日から、イについては、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

(2) その他の事項について

住居手当

本市においては、職員の住居手当と市内の民間事業所における住居（住宅）手当の支給額はおおむね均衡し、また、本市と国では、職員の住宅事情及び住居手当制度の内容が異なっているという状況にある。住居手当については、平成24年12月より、支給金額の引下げを行い、また本年4月より、持家と借家にかかる住居手当の額に差異を設けたところであるが、

国においては、すでに自宅居住者に対する住居手当を廃止していること、他都市においても、自宅居住者への手当支給の廃止が相当数の都市で行われていることを考慮し、制度の在り方について引き続き更なる検討を進める必要がある。

(3) 本市職員にかかる諸課題について

ア 人材の確保・育成

時代の要請に応じた質の高い行政サービスを提供するためには、多様で優れた人材を確保し、計画的に職員を育成することが重要である。採用試験の方法については、民間企業志望者等のこれまで公務員を選択肢として考えていなかった幅広い層の受験者を確保するため、本年度から新たな試験枠として、公務員試験のための特別な準備を要しない「特別枠」を創設するとともに、従来型の試験である「一般枠」についても、試験科目の一部見直しを行ったところである。今後は本年度の成果を検証するとともに、本市が求める人材を確保することができるよう、引き続き採用試験の方法等について研究を進めていく。

また、職員のモチベーションを向上し、自ら考え行動できる自律性をもった職員の育成を図るため、階層別研修や職務に必要な能力向上を図るテーマ別研修、職場における職員研修(OJT)、更には職員の自主的な研究活動の支援の実施等により、職員の一層の能力の向上を図ることはもとより、管理監督者がリーダーシップとマネジメント能力を発揮するとともに、自由・積極的なコミュニケーションを通じ、職場の活性化に引き続き取り組む必要がある。

また、本年5月に、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること等を趣旨とした、改正地方公務員法が公布された。改正地方公務員法は、公布から2年以内の施行が予定されており、施行までの間、人事評価制度の導入に向けて、規程等を整備し試行すること

が求められている。

本市においては、平成23年度より、職員の意欲、能力及び実績を公正かつ客観的に評価し、その結果をもとに更なる能力開発や意欲向上に向けた取組へつなげていくための人事評価制度を課長級以上の職員を対象として行っているが、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、人事評価制度を全ての職員に導入し、能力・実績に基づく適正な人事管理を更に進め、組織の活性化を推進していく必要がある。

係長昇任選考については、近年受験負担の軽減やライフサイクルに配慮した制度改正を行ってきたところである。しかしながら、新規採用の抑制を行っていたことの影響から、若年層の受験資格取得者が少ない状況が続いている。また、中堅職員の有資格者については、受験しない者が多く、優秀な人材の昇任意欲を十分に高められていないといった実態がある。これらの課題に対処するため、係長職のやりがいや魅力を伝える説明会等の開催はもちろん、職場においても、管理監督者自らが、部下とのコミュニケーションを図る中で受験を奨励する等、日頃から昇任意欲を醸成することが必要である。本委員会としても、意欲や能力のある者を積極的に登用し、組織の活性化を図るため、近年の制度改正の検証を行うとともに、選考制度がこれまで果たしてきた意義を踏まえつつ、更なる見直しを検討する。また、係長職の給与面を含む魅力の向上はもちろんのこと、係長級職員が安心して職務に取り組めるよう、組織として支えていく仕組みを整備していくことも必要である。

イ 女性の活躍の促進及び仕事と家庭・地域生活の両立支援

少子高齢化の進展による労働力人口の減少、消費者の価値観の変化等の観点から、我が国の経済・社会の活性化のためには、女性の能力の活用が不可欠との認識が社会全体で広く共有されるようになっている。

本市においても、行政職の大卒新規採用者の約半数を女性が占めるようになっている中、女性の意欲と能力を更に引き出すことは、市政に新しい

活力をもたらすだけでなく、市役所が組織として十分に機能を発揮し続ける上でもはや不可欠である。

女性の係長昇任選考試験の受験率は、現在、男性に比べて格段に低い状況にあるが、昇任選考制度の見直しに当たっては、女性のライフサイクルを考慮した上で、積極的にチャレンジできるよう配慮する必要がある。また、女性自身が活躍への意欲を高められるような研修の実施等の取組を進めていく必要がある。

職員の仕事と家庭・地域生活の両立を支援することは、組織の活力や公務能率の維持向上に資することはもちろん、女性の活躍を促進するためにも重要であり、更に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要がある。「仕事・子育ていきいき両立プラン～神戸市特定事業主行動計画（後期）～」については、今年度に計画期間が満了するが、現行動計画の結果を検証するとともに、本年4月に次世代育成支援対策推進法が改正され、同法の有効期間が平成37年3月31日まで延長されたことに伴い、引き続き計画を策定し、数値目標の達成に向けた取組を継続していくことが必要である。

本市においては、育児休業制度や育児参加休暇等、仕事と子育ての両立のための制度面の充実は図られているが、男性職員による制度利用は、依然として少ない状況である。今後は、これらの制度内容の周知を図るとともに、管理職を含めた職員全体の意識改革につなげていく不断の努力が必要である。更に、育児休業を取得する職員の代替制度を充実する等、男女ともに育児や家庭生活に取り組みやすい職場環境の整備を更に推進することが必要である。

女性の活躍を促進していくに当たっての妨げとなるような要因をできるだけ排除し、仕事と家庭・地域生活を両立させることができる取組等を行っていくことで、全ての職員がいきいきと活躍できる組織づくりを行っていく必要がある。

ウ 高齢期雇用

人事院は、本年8月の勧告において、平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込みの中で、職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要があるとし、引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取り組むとしている。

本市においても、本年4月より、再任用制度が本格的に活用され始めたところである。意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、またこれまでに培った知識経験を活用しながら、市民サービスの向上に寄与することができるよう、今後の国の動きや他の自治体の動向にも十分留意しておく必要がある。

エ 職員の勤務環境の整備

(7) 総実勤務時間の縮減

総実勤務時間の縮減については、公務能率向上の面だけでなく、職員の健康確保やワーク・ライフ・バランスの観点からも重要である。本市においては、定時退庁日の実施や職員の意識啓発等の取組を行っているものの、職員一人当たりの時間外勤務時間数は近年横ばいで推移しており、依然として、ひと月当たりの時間外勤務が100時間を超える職員も散見される。任命権者においては、常態的に時間外勤務を行うことは、肉体的・精神的な負担を増大させるとともに、長期的に見れば組織の活力を著しく損なうということを十分認識し、時間外勤務の縮減に向けたより積極的な取組を行う必要がある。また、管理監督者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」を踏まえ、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、適正な事務配分等をより一層推進することにより、特

定の職員に過度の負担がかからないように努めることが必要である。

(4) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためだけでなく、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。長時間勤務が一定期間以上続いている職員の健康管理について、平成26年8月より産業医の面接を拡充する等アプローチ・フォロー体制の強化を図ったところである。また、近年、休職者のうちメンタルヘルス不調を理由とするものが高割合で推移しており、任命権者、管理監督者、職員それぞれが「神戸市職員心の健康づくりの指針」に沿って、メンタルヘルス不調を未然に防止し、あるいは早期に発見し、休職に至った場合には、休職者の療養と円滑な職場復帰を支援する各種の取組を積極的に進め、職場全体のメンタルヘルス向上に努めていくことが必要である。

また、近年セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメント（嫌がらせ、いじめ）が社会問題として顕在化している。各種のハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。

ハラスメントの発生しない、職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりに向けて、任命権者による組織的な取組の積極的な推進とともに、職員が活発なコミュニケーションを通じて相互理解と相互尊重を育むことが必要である。

職場環境の安全確保については、本委員会としても労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところであるが、各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声かけ、話し合いを奨励する等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会等の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

オ 職員の服務規律

職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及してきたところである。任命権者においては、平成 24 年 4 月には懲戒処分及び分限処分の指針が見直され、機会あるごとに綱紀肅正通知も出されてきたにもかかわらず、依然として不祥事が相次ぎ、本年度の発生件数は昨年を上回るペースで推移している。

不祥事の未然防止に向けて、任命権者においては、今後ともあらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。また、職員においては、不祥事を起こした職員個人だけの問題と捉えることなく、コンプライアンス共有理念のもと、改めて法令順守、公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に応えるべき公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼に応えるよう精励されることを要望する。

カ 給与制度の総合的見直し

本年度、人事院は国家公務員の俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しについて勧告を行った。①地域間の給与配分を適正化するため、俸給表の水準を平均 2%引き下げ、民間賃金の高い地域に支給する地域手当について、支給地域・割合の見直し ②50 歳台後半層の職員が多く在籍する高位号俸の俸給月額について、最大 4%程度引下げ ③本府省業務調整手当等国の勤務実態に応じた諸手当の見直し等からなるものである。

俸給表の切替えについては、平成 27 年 4 月 1 日より、地域手当の支給割合は、段階的に引き上げ、その他の措置については、平成 30 年 4 月までに計画的に実施するとしている。また、激変緩和のために、3 年間の経過措置を講ずるとしている。

また、地方公務員についても、本年 5 月に総務省において「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が設置され、地方公務員の給与制度について検討がなされている。

今後、8 月に検討会で示された「地方公務員の給与制度の総合的見直し

に関する基本的方向性」の内容や、国や他の政令指定都市の状況等を十分注視していく必要がある。

(4) おわりに

給与報告・勧告制度は、長年の経緯を経て、市民の理解を得ながら公務員の労働基本権制約の代償措置として定着し、情勢適応の原則に基づき職員の給与を民間の給与に準拠させ、適正な水準を保つと同時に、労使関係の安定、行政運営の円滑化等にも寄与してきている。

阪神・淡路大震災よりまもなく20年の節目を迎えるが、職員においては、日々職務に精励し、震災からの復興、市民福祉の向上、行財政改革の推進等に向け、絶え間なく努力されてきた。

また、東日本大震災の被災地に対する息の長い支援を始め、様々な被災地において支援を行っており、震災経験を生かした支援は、被災地の人々を勇気付けたことと思われる。この間の職員の尽力に深く敬意を表すものである。

震災を経験した職員が年々減少する中、震災の経験や教訓を継承していくとともに、震災未経験の職員も含めた全職員が復興の取組の成果を発信し、新たな災害等への備えに貢献できるよう自覚して公務に取り組んでいくことを期待するものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告・勧告制度についてご理解いただき、この報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差（1,014 円，0.25%）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

(2) 期末・勤勉手当

ア 支給月数

民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

イ 支給割合

民間における支給状況、人事院勧告及び他の政令指定都市との均衡を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

(3) 初任給調整手当

人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

(4) 通勤手当

人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

1の(1), (3)及び(4)の改定は, 平成26年4月1日から,
1の(2)の改定は, 条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	頁
平成26年度市職員の給与等の実態調査の概要	30
第1表 職員構成総括	32
第2表 給料表別、級別、号給別人員	36
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額	50
第4表 ラスパイレス指数	54
第5表 扶養手当の支給状況	54
第6表 管理職手当の支給状況	55
第7表 住居手当の支給状況	55
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	56

第2部 民間給与等の実態

平成26年職種別民間給与実態調査の概要	57
第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数	59
第10表 対応級表	59
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	60
第12表 民間における初任給の改定状況	69
第13表 民間における昇給制度の状況	69
第14表 民間におけるベース改定の実施状況	70
第15表 民間における扶養（家族）手当の支給状況	70
第16表 民間における住居（住宅）手当の支給状況	71
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	71

第3部 労働経済指標

第18表 労働経済指標	72
<参考> 給与報告・勧告の手順	74

第1部 市職員給与等の実態

平成26年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成26年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児休業中の職員
- (4) 専従退職者
- (5) 県費負担の教職員
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付短時間勤務職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員（水道職員，交通職員）

3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（1）	公立大学法人以外の大学に勤務する教授， 准教授，講師，助教及び助手
4 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭， 養護教諭，助教諭，実習助手等
5 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
6 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授， 准教授，講師，助教及び助手
7 県教育職給料表	教育委員会事務局に勤務する指導主事等の うち，教育職給料表（2）または教育職給 料表（3）の適用を受けない者
8 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する医師及び歯科医師
9 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看 護師等
10 指定職給料表	公立大学法人以外の大学に勤務する学長

第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	6,879	4,247	2,632	399,864	337,279	9,403	35,740
消防職	1,460	1,419	41	381,575	319,098	15,842	33,967
教育職(1)	59	13	46	444,005	395,621	2,861	39,848
教育職(2)	481	367	114	497,410	426,611	14,327	44,433
教育職(3)	174	7	167	404,203	346,977	2,701	36,209
教育職(4)	91	85	6	511,162	438,537	14,459	45,598
県教育職	115	93	22	501,520	431,726	15,179	44,768
医療職(1)	17	8	9	706,814	515,082	7,265	91,137
医療職(2)	273	25	248	398,012	343,601	3,598	35,591
指定職	1		1	1,010,900	919,000	0	91,900
合計	9,550	6,264	3,286	405,175	342,196	10,420	36,243

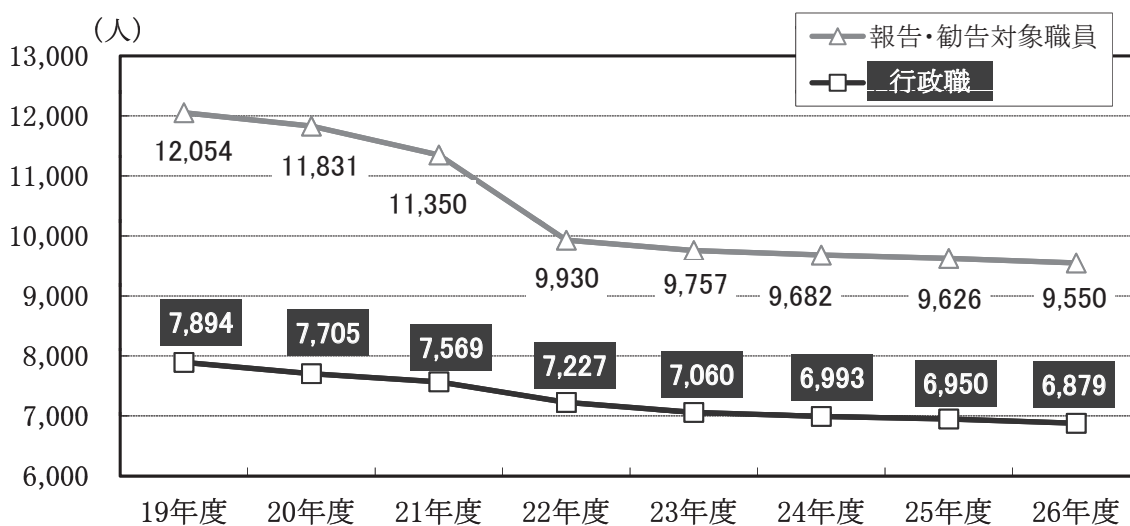
(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成19年4月1日の給料表の切換えに伴う経過措置額を含む。

2 「合計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

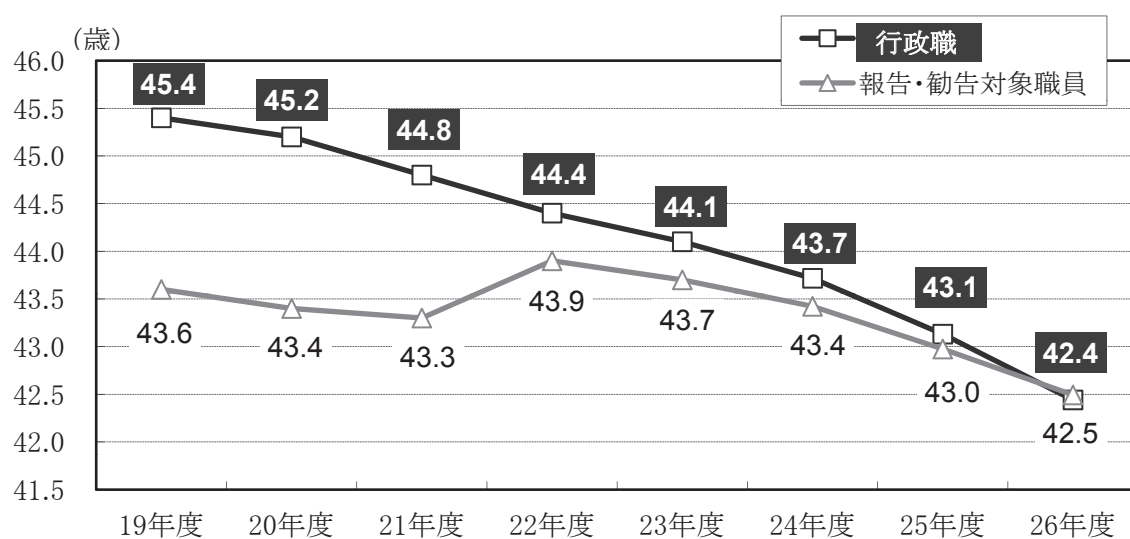
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,033	7,409	0.90	42.4	19.5	4,223	772	1,840	44
4,362	8,307	1.58	40.0	18.5	513	122	825	
0	5,675	0.29	44.2	5.6	59			
3,397	8,641	1.33	48.0	20.0	458	17	6	
12,414	5,903	0.27	39.9	12.5	114	60		
2,989	9,578	1.42	45.0	13.6	91			
774	9,073	1.36	49.6	1.4	111	4		
85,235	8,094	0.65	52.9	12.9	17			
8,714	6,507	0.37	44.1	20.2	186	84	3	
0	0	0.00	60.0	1.0	1			
8,730	7,585	1.01	42.5	18.9	5,773	1,059	2,674	44

〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

職名 年	報告・勧告対象職員					合計
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	
19年度	7,894	1,435	1,020	1,704	1	12,054
20年度	7,705	1,443	1,002	1,680	1	11,831
21年度	7,569	1,439	990	1,351	1	11,350
22年度	7,227	1,415	978	309	1	9,930
23年度	7,060	1,438	957	301	1	9,757
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550



〈参考〉平均年齢の推移

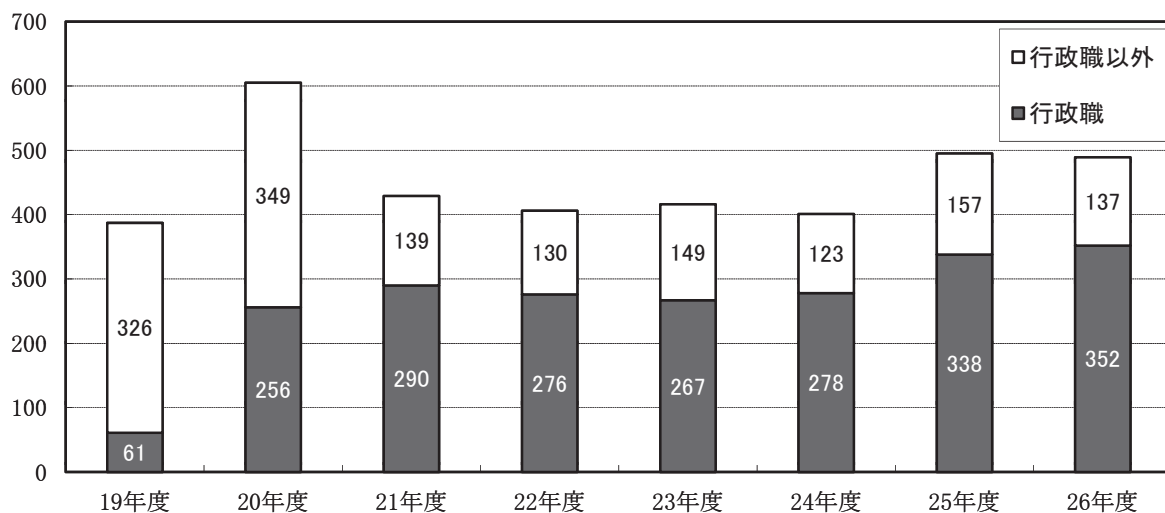


〈参考〉採用・退職者数の推移

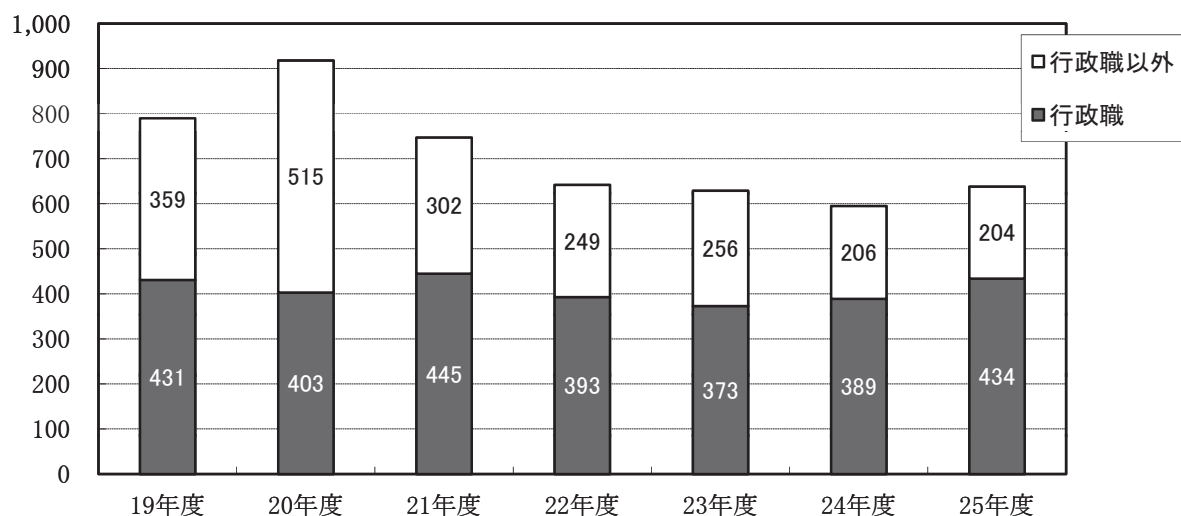
	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
平成19年度	61	431	▲ 370	387	790	▲ 403
20年度	256	403	▲ 147	605	918	▲ 313
21年度	290	445	▲ 155	429	747	▲ 318
22年度	276	393	▲ 117	406	642	▲ 236
23年度	267	373	▲ 106	416	629	▲ 213
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	352	489

(注) 平成26年度の数字は、平成26年4月1日採用者の人数である。

(人) 採用者数の推移



(人) 退職者数の推移



第2表 給料表別，級別，号給別人員

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1					1			
2								
3		1						
4		1			5			
5	40	1			1			
6	6	1						
7	4	4			2			
8		3		2	5			
9		13	1					
10	16	119		1			1	
11	4	19						
12		18	7		16			
13	10	19	6		3			
14	19	8	81		2			
15	11	118	16		5			
16	3	15	16	1	6			
17	1	23	13		5			
18	20	42	40		8			
19	6	122	13	1	3			
20	3	18	15	1	9			
21	4	28	11		3			3
22	2	68	9		2	1		2
23	3	40	12		5			6
24	1	16	19		13			6
25	164	20	12		4			3
26	7	92	9	1	4			3
27	15	42	10		5			1
28	6	13	19		13			1
29	7	15	5		5	1		1
30	6	16	9		3	1		2
31	5	15	8		4	2		2
32	2	12	20		10	1	1	2
33	32	9	13	1	4	1		3
34	11	10	12	1	7		1	2
35	8	4	19	3	3		1	
36	3	15	16	3	17	3	2	1
37	4	5	14	2	7		6	1
38	4	2	11	3	1	8	5	3
39	2	11	12	5	10	5	7	1
40	2	9	25	7	23	8	9	
41	3	3	14	10	12	3	11	
42	1	6	9	9	10	13	10	1
43		6	11	11	19	5	6	
44	2	1	14	16	21	8	9	1
45	1	11	7	17	7	6	6	
46	1	5	8	15	13	10	8	1
47	1	2	12	34	17	16	3	
48	1	2	10	20	21	15	11	
49	1	2	9	10	8	6	3	
50		1	10	18	4	20	9	1
51		3	6	23	10	8	6	
52			14	16	26	8	4	
53		2	8	16	13	12	6	
54		3	6	24	11	16	6	
55		1	19	19	11	12	2	
56		1	19	14	39	12	5	
57			10	25	10	14	3	
58			9	44	10	32	2	
59			33	28	15	13		
60	1		25	25	64	17		
61			5	28	15	19		
62			7	51	6	24		
63			34	37	6	11		
64			11	22	55	12		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65			1	24	9	12		
66		1	4	74	15	17		
67			9	58	14	11	1	
68			2	32	48	13		
69			1	20	20	9		
70			7	58	4	19		
71			5	32	7	6	1	
72			5	22	20	5		
73			4	26	10	12		
74			5	35	14	16		
75			2	29	6	8		
76		1	7	38	22			
77			4	26	20	4		
78			4	29	19	4		
79		2	2	33	4	8		
80			11	41	38	5		
81		1	10	17	15	5		
82		1	3	55	7	10		
83			3	50	3	8		
84		2	6	32	32	6		
85			1	24	6	2		
86		1	4	41	11	5		
87			6	20	4	1		
88			18	30	17	2		
89			7	26	6	2		
90			3	39	8	5		
91			12	5	15			
92			23	18	27			
93			4	58	1			
94			12	26	22			
95			22	9	6	1		
96			2	30	10			
97			21	20	6			
98				43	8			
99				12	6			
100				28	9	2		
101				14	10			
102				40	8			
103				34	9			
104				29	12			
105				28	11			
106				47	10			
107				31	11			
108				28	6			
109				22	10			
110				32	6			
111				7	10			
112				28	16			
113				16	12			
114				28	10			
115				19	7			
116				52	5			
117				12	2			
118				38	11			
119				4	3			
120				18	1			
121				13	13			
122				43				
123								
124				13				
125				16				
計	443 人	1,045 人	1,013 人	2,336 人	1,309 人	541 人	145 人	47 人
平均給料月額	176,096 円	205,823 円	291,975 円	380,616 円	378,871 円	439,837 円	506,770 円	578,409 円
平均年齢	22.7 歳	26.9 歳	37.4 歳	50.0 歳	46.2 歳	51.8 歳	55.0 歳	56.6 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	6,879 人
平均給料月額	336,175 円
平均年齢	42.4 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	26						
2	8						
3		4					
4	10				1	1	
5	7						
6		13					
7	2	7					
8	13	4					
9	6	3			1		
10	2	2	1				
11	1	22					
12	5	3					
13	3	6					
14	2	3	8	1			
15		18	2		1		
16	4	3	2				
17	16	6	2		1		
18	3	8	5				
19	1	12	3		1		
20	1	9	7		1		
21	3	12	2				
22	1	22	2				
23		9	3				
24	3	8	10				
25	2	7	5				
26		1			1		
27		9	2				
28		2	6		3		
29		10	7	1			
30	1	5	5				
31		9	4		1		
32		3	9		2		
33	1	3	5	1			
34		2	7				
35		2	2		1		
36		2	10	1	3	1	
37		1	5	1	1		
38		2	3				1
39		1	7				
40			6	1	3	1	1
41			13	2	3	1	2
42		2	6		1		1
43		2	4	2			1
44			8	9	2	1	2
45			8	6	2		2
46			8	9	3	2	
47			5	5	3	1	
48			2	9	4	1	1
49			7	23	5	1	1
50			6	4	3	3	1
51			1	4	4	1	
52			4	6	2	1	1
53			7	19	3	1	
54			7	9			
55			5	8	1	1	1
56			6	1	3	2	
57			8	7	3	3	
58			3	14	1	1	
59			6	4	1		
60			4	8	1	6	
61			12	16	2	2	
62			3	7	1	4	
63			10	5		1	
64			8	3	4	4	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65	人	人	20人	10人	2人	人	人
66			1	5	3	4	
67			1	6	2	2	
68			2	2			
69			2	9	1		
70				1		1	
71				1	3		
72				2	6	4	
73				12	3		
74					2		
75				5	5	2	
76				3			
77				19			
78				5	1		
79				3			
80				2	2		
81				2	1		
82				13	2		
83				8	1		
84				2	8		
85				2	1		
86				7	2		
87				2	2		
88				4	5		
89				5	1		
90				22	6		
91					3		
92				8	2		
93				9	1		
94				20	2		
95				1	1		
96				11			
97				7			
98				21	3		
99				5	1		
100				6	3		
101				8	2		
102				11	4		
103				2	3		
104					1		
105				5	3		
106				12	1		
107				4			
108				4	1		
109				7	1		
110				9	1		
111				5			
112				4	2		
113				1			
114				3			
115				1	1		
116				11			
117							
118				5	1		
119							
120				6			
121					1		
122				13			
123							
124				4			
125				16			
計	121人	237人	307人	557人	170人	53人	15人
平均給料月額	166,652円	209,688円	287,817円	378,639円	381,868円	436,417円	506,980円
平均年齢	21.6歳	27.5歳	35.6歳	48.4歳	46.2歳	50.9歳	55.9歳
						合計	1,460人
						平均給料月額	318,339円
						平均年齢	40.0歳

その3 教育職給料表（1）

号給	級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30	1			
31				
32	1			
33				
34				
35				
36			1	
37			1	
38	1		1	
39	1			
40				
41	1			
42	1			
43				2
44				
45				1
46				
47	1			1
48				
49		2		
50		1	1	
51	1			
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58	1			
59	2	1		
60	1			

号給	級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
61	2	2		
62	1		1	
63	1			2
64			1	1
65				
66	1			
67				
68	1			
69			1	1
70				
71				
72				
73				1
74			1	
75				
76				
77				
78	1			
79	1			
80		1		
81	1	1	1	
82				
83				
84				
85				
86				
87	1			
88			1	
89				
90		1		
91	1			
92				2
93				1
94				
95				
96				
97	2			
98				
99				
100				1
101				
102				
103				1
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
計	26 人	9 人	10 人	14 人
平均給料月額	313,712 円	384,622 円	430,340 円	529,179 円
平均年齢	37.1 歳	44.6 歳	45.8 歳	56.0 歳
			計	59 人
			平均給料月額	395,424 円
			平均年齢	44.2 歳

その4 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			2		
18					
19			1		
20			1		
21					
22			2		
23			1		
24					
25			2		
26					
27			1		
28					
29			2		
30			4		
31			1		
32			2		
33					
34			1		
35			2		
36			3		
37			2		
38					
39					
40			2		1
41			1		
42			2		
43					1
44			1		
45			1		
46					1
47			1		
48			2		2
49			2		
50					2
51			2		
52			1		
53					3
54			1		
55			1		
56					
57			3		1
58			1		
59			1		1
60					1
61			3		
62			1		1
63			1		
64					
65					
66					
67					
68				1	
69	1		4	1	
70					
71			1	1	
72			2	1	
73			1	2	
74			1		
75			2		
76	1		1	1	
77					
78				2	
79			1		
80			2		
81			3		
82			3	1	
83			3	1	
84			2	2	
85			2	1	
86				1	
87			2	2	
88			1		
89			3	1	
90	1			1	
91	1		3		
92			2		
93					
94			2		
95			4		
96			2		
97	1				
98	1		2		
99					
100			2		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
101		1			
102			1		
103			3		
104					
105			3		
106			3		
107			1		
108			2		
109			5		
110					
111					
112			3		
113			7		
114			3		
115			5		
116			3		
117			5		
118			4		
119			3		
120			5		
121			3		
122			3		
123			4		
124					
125			1		
126			1		
127			1		
128			2		
129	1		5		
130			9		
131			9		
132			1		
133			13		
134			4		
135			7		
136			1		
137			8		
138			4		
139			6		
140			1		
141			7		
142			6		
143			7		
144			2		
145			10		
146			2		
147			11		
148			1		
149			18		
150			3		
151			2		
152			1		
153			8		
154			7		
155			5		
156			3		
157			5		
158			7		
159			5		
160			6		
161			6		
162			11		
163			1		
164			6		
165			13		
166			5		
167			6		
168			8		
169			8		
170			4		
171			2		
172			2		
173					
174			1		
175			1		
176					
177			4		
178					
179			1		
180					
181			1		
182					
183					
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					
193					
計		8 人	440 人	19 人	14 人
平均給料月額		293,825 円	404,484 円	473,653 円	502,900 円
平均年齢		39.1 歳	47.7 歳	53.4 歳	57.0 歳
計				481 人	
平均給料月額				408,240 円	
平均年齢				48.0 歳	

その5 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3
		人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				1
17				
18				
19				
20				
21			6	
22				
23			2	
24				
25				
26			4	
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33				
34			1	
35				
36			2	
37				
38			4	
39			1	
40			2	
41				
42			2	
43				
44			5	
45			3	
46			1	
47				
48			5	
49				
50			1	
51			1	
52			3	
53			3	
54			3	
55				
56			3	
57			3	
58			1	
59				
60			3	
61			2	
62			1	
63			1	
64			1	
65			1	
66			1	
67			2	
68				
69				
70			1	
71			1	
72			1	
73			1	
74			1	
75			3	1
76			4	
77				
78			1	
79			1	1
80			1	
81			2	
82				
83				
84			1	
85			2	
86			2	
87				2
88				1
89			1	
90			3	2
91			1	
92			1	2
93				
94			2	1
95			1	1
96				

号給	級	1	2	3
		人	人	人
97			1	2
98				3
99			1	1
100				3
101				2
102				
103			2	
104				2
105			1	1
106			2	1
107				
108				1
109			2	
110				2
111			1	
112				2
113			1	
114				
115			1	
116				
117			1	
118			1	
119				
120				
121				
122			2	
123				
124			1	
125			2	
126			1	
127				
128			1	
129				
130				
131				
132				
133			1	
134				
135				
136				
137			1	
138				
139				
140			1	
141				
142			1	
143				
144				
145				
146			1	
147			1	
148				
149				
150				
151			2	
152				
153				
154				
155				
156				
157			1	
158				
159				
160			1	
161				
162				
163				
164				
165			1	
166				
167				
168			1	
169			1	
170			2	
171				
172			1	
173			1	
174				
175				
176				
177				
178			1	
179				
180			2	
181				
182				
183				
184				
185			1	
計		0 人	142 人	32 人
平均給料月額	円		310,885 円	442,125 円
平均年齢	歳		36.5 歳	55.4 歳
計				174 人
平均給料月額				335,021 円
平均年齢				39.9 歳

その6 教育職給料表（4）

号給	級	1	2	3	4	5
1		人				
2			人			
3				人		
4					人	
5						人
6						1
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23		1				
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30				1		
31						
32						
33		1				
34						
35				1		
36				1		
37				1		
38		1				
39				1		
40						
41						
42						
43		2				
44					1	
45		1				
46		1		2		
47						
48				1		
49		1		1	1	
50		1		2	1	
51						
52				1	1	
53				1		
54					1	
55				1		
56	1				2	
57	1				1	
58					1	
59					1	
60				1	1	
61					2	
62					1	
63				1	2	
64						
65				1		
66						
67						
68				1	2	

号給	級	1	2	3	4	5
69		人				
70			人			
71				1	人	
72					1	人
73				2	1	人
74					1	人
75						
76						
77				1	1	人
78						
79				1		
80				1		
81				3	1	人
82					1	人
83				1	1	人
84						
85						
86				1		
87						
88						
89				1	1	人
90						
91					1	人
92					3	人
93						
94					1	人
95					1	人
96					2	人
97						
98						
99						
100					1	人
101					1	人
102					1	人
103						
104						
105				2	2	人
106					1	人
107						
108					1	人
109						
110					1	人
111					1	人
112					3	人
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計		2 人	9 人	32 人	47 人	1 人
平均給料月額		270,350 円	291,422 円	392,225 円	502,336 円	482,000 円
平均年齢		31.0 歳	32.0 歳	39.0 歳	51.8 歳	64.0 歳
					計	91 人
					平均給料月額	437,434 円
					平均年齢	45.0 歳

その7 県教育職給料表

号給	額	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						1
33						
34						
35						
36						3
37						1
38						
39						2
40						2
41						2
42						2
43						2
44						5
45						2
46						
47						1
48						1
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57			1			
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66				1		
67						
68					1	
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76					1	
77						
78						
79					3	
80						
81					1	
82					3	
83						
84			1		3	
85					2	
86			1		5	
87					1	
88					3	

号給	額	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
89			1		2	
90					4	
91					5	
92					5	
93					3	
94					2	
95					2	
96			1	1	3	
97					2	
98					3	
99			1		2	
100						
101						
102						
103			1	1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110			1			
111			1			
112				1		
113			1			
114						
115			2			
116						
117			1			
118			2			
119			1			
120			1			
121			2			
122			1			
123						
124			1			
125						
126			3			
127						
128						
129						
130			1			
131						
132						
133						
134						
135			1			
136						
137						
138						
139			1			
140						
141						
142						
143						
144			1			
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
計		0人	28人	4人	56人	24人
平均給料月額	円	387,121円	416,575円	439,102円	462,788円	
平均年齢	歳		43.6歳	51.3歳	50.7歳	54.8歳

計(※)	115人
平均給料月額(※)	427,377円
平均年齢(※)	49.6歳

(※) 教育委員会事務局で勤務する県の行政職給料表適用者(3人)を含む。

その8 医療職給料表（1）

号給	1	2	3	4
1	人			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20				
21				
22		1		
23				
24	1			
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				1
42				
43				
44				

号給	1	2	3	4
45	人			1
46				
47				
48				1
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				1
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				1
64				
65				
66				
67				
68				1
69				1
70				
71				
72				
73				
74				1
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82			2	
83				
84				
85				2
86				
87				
88				
89				
計	1 人	2 人	3 人	11 人
平均給料月額	273,400 円	330,300 円	520,833 円	562,191 円
平均年齢	40.0 歳	36.0 歳	52.0 歳	57.5 歳
	計			17 人
	平均給料月額			510,624 円
	平均年齢			52.9 歳

その9 医療職給料表（2）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		1				
11						
12						
13						
14		1	1		1	
15		1				
16						
17						
18		1	1		2	
19		4	1			
20			1			
21			3			
22		4	2			
23		1	2			
24		1	1			
25		2	1			
26		5	2			
27						
28		1				
29	3	2	2			
30		2	1			
31			2	1		
32		4	3			
33						
34		1	2			
35		2	1	1		
36		1	2		1	
37						
38		1				
39		1				
40						
41						
42		1	1	1		
43				1		1
44	1		1		1	
45		1	1			
46			3	1		
47	1		2			
48		1				
49			1			1
50						
51				2	1	1
52			1	2		1
53			1	1	2	1
54	1		1			1
55			1			
56			5	2	2	2
57			2			1
58						1
59	1			3		2
60			2		1	1
61				3	1	1
62			2	1	1	3
63						
64			1	2		3

給 号	1	2	3	4	5	6
級	人	人	人	人	人	人
65				1		
66			1			
67					2	
68					1	1
69				1	3	1
70					1	1
71				2	1	
72				1		
73					1	2
74				4	1	
75						
76				2	2	
77					1	
78				2	1	
79				2		
80					1	
81				1		1
82				4		
83						1
84					1	
85						
86			1	3		
87				2		
88					1	
89						
90						
91					3	
92						
93				1		
94				4		
95						
96				1	1	
97						
98				1		
99				2	1	
100				3		
101				1	1	
102					2	
103				2	2	
104				5	2	
105					1	
106				3		
107				1	1	
108				4	3	
109				3		
110				1	1	
111				1		
112					1	
113				2	1	
114				1		
115				1		
116				1	1	
117				1		
118				3		
119				1	1	
120				1		
121						
122				2		
123						
124						
125				1		
計	7 人	39 人	55 人	93 人	52 人	27 人
平均給料月額	198,386 円	217,700 円	281,853 円	384,125 円	390,808 円	442,378 円
平均年齢	26.4 歳	28.8 歳	35.7 歳	50.9 歳	49.1 歳	55.1 歳
					計	273 人
					平均給料月額	342,017 円
					平均年齢	44.1 歳

その10 指定職給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	1
5	
6	
7	
8	
計	1 人
平均給料月額	919,000 円
平均年齢	60.0 歳

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

年齢 区分	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(1)		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	20	147,100	10	152,400						
19	20	147,170	22	152,782						
20	27	152,922	13	156,615						
21	26	158,412	16	162,300						
22	157	176,287	23	172,983					4	199,784
23	164	179,349	28	178,271			2	208,832	2	199,784
24	178	186,939	32	184,109			5	218,816	6	208,173
25	204	194,695	36	192,281			4	230,256	3	226,859
26	178	199,542	22	197,818	1	235,700	5	239,928	4	238,472
27	173	207,329	37	206,535			5	251,160	10	246,345
28	148	218,651	39	216,946	1	255,500	7	254,815	7	254,191
29	131	222,093	45	222,251			4	268,814	4	255,788
30	108	232,884	36	234,194	1	280,700	3	283,885	10	274,134
31	107	241,207	26	238,212	3	277,367	4	290,940	7	276,699
32	90	250,154	24	245,379			4	302,406	2	295,412
33	84	259,825	36	272,142	1	304,400	6	313,067	3	314,253
34	83	274,881	28	267,996	2	306,450	2	334,100	4	289,068
35	86	281,220	31	280,858	1	316,900	3	341,259	5	314,954
36	95	297,207	31	290,555	4	319,900	6	329,333	11	334,237
37	103	305,663	32	300,238	5	330,740	6	340,828	3	349,856
38	116	316,268	37	313,041	1	383,900	4	372,814	4	357,500
39	153	329,122	58	324,609	3	365,800	6	371,453	3	356,131
40	155	342,306	61	340,131			13	379,409	6	353,375
41	146	348,921	55	349,253	2	345,900	9	386,482	4	377,598
42	182	360,606	68	360,037	3	343,067	10	411,902	6	392,686
43	222	367,910	40	361,060			10	427,486	1	403,208
44	257	372,008	38	368,363			15	415,383	5	412,651
45	298	376,319	26	371,742	1	429,900	11	430,834	5	409,801
46	228	380,651	46	378,628	4	420,725	20	428,345	1	386,984
47	191	381,087	31	384,503	4	422,725	7	437,825	2	418,600
48	229	387,125	37	391,362	3	420,667	30	435,599	4	417,668
49	274	389,329	51	395,510	1	345,200	23	444,505	2	426,816
50	217	393,511	53	394,011	2	400,700	14	447,039	1	432,224
51	196	400,681	37	403,430	3	407,467	29	451,281	4	439,474
52	259	405,580	43	403,020	1	462,200	25	455,332	2	441,400
53	228	412,144	45	409,468	1	541,400	30	462,749	3	444,509
54	236	415,572	40	411,097	2	530,800	24	463,538	1	446,500
55	183	420,770	24	421,628	2	482,200	41	470,937	5	442,058
56	179	427,219	16	429,172			29	472,943	9	453,781
57	209	433,896	14	420,950	2	568,950	19	483,556	7	455,760
58	284	433,508	29	428,663			24	483,920	5	428,179
59	255	438,350	44	425,615	2	564,800	22	484,411	9	458,797
60					2	523,600				
61										
62										
63										
64					1	588,842				
総計	6879	337,279	1460	319,098	59	395,621	481	426,611	174	346,977
平均年齢	42.4	歳	40.0	歳	44.2	歳	48.0	歳	39.9	歳

(注) 給料月額には、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

教育職給料表(4)		県教育職等給料表		医療職(1)		医療職(2)		指定職	
人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
						3	179,400		
						1	181,300		
						2	190,000		
						2	199,700		
						3	204,167		
						9	211,344		
1	270,000					5	218,300		
1	248,300					9	221,633		
2	275,700					4	236,400		
3	305,067					8	227,525		
3	301,300	1	307,840			6	254,133		
1	295,400	1	269,600	1	335,600	10	255,210		
2	349,300					4	281,575		
2	325,350					7	255,029		
5	371,280					5	287,920		
5	384,000	1	369,824			5	298,780		
3	395,467	2	336,926			10	313,440		
1	312,400	2	382,252	1	325,000	9	306,922		
2	413,150	1	388,232	1	273,400	3	326,000		
5	425,280	2	403,000			2	347,350		
3	434,800	2	401,336			8	346,138		
6	423,217	4	407,732			7	364,829		
3	468,400	4	411,372			5	357,780		
		2	414,544			9	375,478		
5	473,020	2	424,052			10	378,310		
		4	422,755			7	386,814		
3	493,833	5	428,004			7	391,243		
		13	430,408			6	383,850		
6	486,683	10	437,062	1	518,100	5	394,460		
2	495,000	13	439,995	1	537,600	4	386,225		
3	499,102	8	437,362	1	548,400	12	402,333		
5	517,800	15	445,503	4	535,700	17	408,044		
2	503,495	5	458,780			12	414,493		
2	517,150	9	461,278			8	423,229		
2	536,300	7	462,094			15	414,810		
3	531,233	2	467,000	1	556,300	9	422,417		
1	525,100			2	574,200	14	423,977		
3	533,077			1	563,700	11	438,310		
3	545,653							1	919,000
1	551,329								
1	551,329								
1	482,000			1	586,700				
				2	610,200				
91	438,537	115	431,726	17	515,082	273	343,601	1	919,000
	45.0 歳		49.6 歳		52.9 歳		44.1 歳		60.0 歳

その2 行政職給料表

級 区分 年齢 歳	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額 円	人員	平均 給料月額 円	人員	平均 給料月額 円	人員	平均 給料月額 円	人員	平均 給料月額 円
18	20	147,100								
19	20	147,170								
20	27	152,922								
21	26	158,412								
22	157	176,287								
23	60	176,898	104	180,763						
24	41	185,824	137	187,273						
25	29	189,907	175	195,489						
26	30	193,617	148	200,743						
27	19	196,532	154	208,661						
28	6	204,450	80	212,384	62	228,113				
29	7	209,229	71	216,289	53	231,568				
30			43	221,902	59	237,273	2	262,800	4	271,250
31			34	226,356	64	243,952	1	267,000	8	279,138
32			27	233,941	54	251,372			9	291,489
33	1	226,600	21	241,490	48	258,779	1	280,200	13	294,292
34			14	249,229	50	270,238	1	289,000	18	306,944
35			12	251,467	52	275,954	1	286,800	21	310,995
36			10	263,570	52	287,365			33	322,909
37			5	268,440	62	294,248			36	330,492
38					80	303,179			35	343,923
39					103	318,889	3	339,033	45	349,264
40					20	314,365	76	339,101	58	355,284
41			1	295,300	15	324,940	78	344,521	49	361,763
42					13	329,746	96	354,150	62	368,982
43			1	276,900	18	344,128	114	360,279	70	375,957
44			2	315,700	20	344,650	120	365,883	100	378,955
45			2	322,050	24	349,121	151	369,501	96	383,052
46					28	354,021	105	371,711	67	385,585
47			3	317,000	21	358,033	99	375,876	53	388,942
48					24	355,304	114	378,808	60	391,958
49			1	319,300	21	358,148	151	380,820	69	393,903
50					15	359,373	125	382,101	44	396,802
51					19	360,653	98	385,430	38	399,587
52					17	360,212	137	387,725	49	404,877
53					10	362,306	132	392,856	31	408,021
54					6	360,900	127	396,331	52	410,586
55					1	357,100	97	397,222	33	412,163
56					1	369,847	104	402,546	27	419,902
57							103	405,351	38	423,751
58							162	413,879	49	423,049
59					1	354,900	138	416,164	42	430,787
計	443	176,096	1,045	205,823	1,013	292,006	2,336	382,911	1,309	380,303
平均年齢	22.7	歳	26.9	歳	37.4	歳	50.0	歳	46.2	歳

級 区分 年齢	6		7		8		合 計	
	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							20	147,100
19							20	147,170
20							27	152,922
21							26	158,412
22							157	176,287
23							164	179,349
24							178	186,939
25							204	194,695
26							178	199,542
27							173	207,329
28							148	218,651
29							131	222,093
30							108	232,884
31							107	241,207
32							90	250,154
33							84	259,825
34							83	274,881
35							86	281,220
36							95	297,207
37							103	305,663
38			1	395,500			116	316,268
39	2	388,000					153	329,122
40	1	391,900					155	342,306
41	3	391,333					146	348,921
42	11	406,209					182	360,606
43	19	411,368					222	367,910
44	15	418,680					257	372,008
45	25	422,096					298	376,319
46	28	428,996					228	380,651
47	15	432,820					191	381,087
48	30	431,510	1	477,400			229	387,125
49	28	435,714	4	488,150			274	389,329
50	28	439,279	5	495,900			217	393,511
51	31	442,845	10	499,630			196	400,681
52	40	442,958	14	509,086	2	559,450	259	405,580
53	39	447,851	12	506,467	4	574,050	228	412,144
54	35	450,895	12	511,525	4	576,350	236	415,572
55	37	449,528	13	513,246	2	603,550	183	420,770
56	26	451,325	14	508,936	7	577,243	179	427,219
57	42	451,885	17	507,812	9	579,856	209	433,896
58	40	450,038	24	506,513	9	575,633	284	433,508
59	46	452,812	18	514,103	10	581,750	255	438,350
計	541	440,442	145	506,791	47	578,409	6,879	337,279
平均年齢	51.8	歳	55.0	歳	56.6	歳	42.4	歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成25年	平成24年	平成23年
神戸市	110.3 (101.9)	110.6 (102.2)	101.9
指定都市の平均	109.1 (100.8)	109.3 (101.1)	101.3
指定都市中の順位	9位	7位	7位
	(20都市中)	(20都市中)	(19都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

(注) 平成24年及び平成25年については、給与改定特例法の実施による給与引下げ後の国家公務員を100とした場合の指数を上段に記載した。なお、下段()内には、参考値として同特例法による引下げ措置がないとした場合の指数を示した。

第5表 扶養手当の支給状況

区分	受給者数	扶 養 親 族 の 内 訳							
		配 偶 者	1 人 目			2 人 目	そ の 他	合 計	
			配偶者が扶養親族である場合	配偶者が扶養親族でない場合	配偶者がいない場合			(配偶者以外の扶養親族数)	うち、特定期間にある子加算
給料表		14,500 円	6,500 円	6,500 円	12,800 円	6,500 円	6,500 円	—	5,000 円
全給料表	4,585 人	3,022 人	2,168 人	1,308 人	254 人	2,179 人	668 人	6,577 人	2,267 人
行政職給料表	3,052 人	1,969 人	1,371 人	884 人	199 人	1,377 人	393 人	4,224 人	1,485 人

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
行政職	733	94,156	10,033
消防職	68	93,647	4,362
教育職(1)	0	0	0
教育職(2)	23	71,043	3,397
教育職(3)	30	72,000	12,414
教育職(4)	4	68,000	2,989
県教育職	1	89,000	774
医療職(1)	14	103,500	85,235
医療職(2)	27	88,111	8,714
指定職	0	0	0
合計	900	92,630	8,730

第7表 住居手当の支給状況

区分		住居の種類			計
		持 家	賃 貸 住 宅	そ の 他	
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,845 人	1,639 人	19 人	7,503 人
	非支給者	1,635	225	187	2,047
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	4,007	1,233	17	5,257
	非支給者	1,313	190	119	1,622

第8表 再任用職員の給料表別，級別人員

(1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	45人	人	人	6人	5人	28人	6人	人	人
消防職	0								
教育職(1)	0								
教育職(2)	7		7						
教育職(3)	1			1					
教育職(4)	2			1	1				
県教育職	0								
医療職(1)	0								
医療職(2)	1			1					
指定職	0								
給料表計	56								
60歳	54								
61歳									
62歳									
63歳	2								
64歳									

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

(2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	204人	人	人	113人	31人	55人	5人	人	人
消防職	19			14	4	1			
教育職(1)	0								
教育職(2)	6		6						
教育職(3)	1		1						
教育職(4)	1			1					
県教育職	0								
医療職(1)	0								
医療職(2)	5			1	4				
指定職	0								
給料表計	236								
60歳	234								
61歳	1								
62歳									
63歳	1								
64歳									

第2部 民間給与等の実態

平成26年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は、例年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成26年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成26年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、郵便局、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、644事業所を対象とした。

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

(注) 民間企業の組織形態の変化に対応するため、本年調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれの役職段階の中間に位置付けられる従業員についても、個人別の給与月額等を把握することとした。

これら中間職の従業員については、本年の比較に当たっては、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）、国における取扱いを踏まえ、①部長と課長の間に位置付けられる従業員については部次長、②課長と係長の間に位置付けられる従業員については課長代理、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については主任として取り扱うこととした。

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、更に給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に176事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、59ページ第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係で680人（うち事務・技術関係職種593人）、4月分給与関係で8,140人（うち事務・技術関係職種7,187人）の計8,820人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は50,276人（うち事務・技術関係職種41,821人）である。

4 調査事項

(1) 事業所単位

各種手当の支給状況、特別給（賞与）の支給状況、給与改定状況及び賞与の考課査定の割合等

(2) 従業員単位

4月の給与月額、初任給額等

5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別，企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模		全規模					
			500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	149	事業所	72	事業所	61	事業所	16	事業所
建設業	8		4		4		0	
製造業	52		29		15		8	
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	24		12		11		1	
卸売業，小売業	15		7		7		1	
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	12		9		3		0	
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	38		11		21		6	

(注) 1 上記の他，調査実施に際し，企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所，調査不能の事業所が24事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業，複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
8	支店長，工場長	——	——
7	部長，部次長	支店長，工場長	——
6	課長	部長，部次長	支店長，工場長
5	課長代理，係長	課長	部長，部次長，課長
4	係長，主任	課長代理，係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは，行政職給料表の職務の級である。

第11表 企業規模別，職種別，学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 部 長	支 店 長	19	53.9	864,428	191	864,237	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	14	53.8	887,640	257	887,383	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	55.6	691,339	0	691,339	
事 務 部 次 長	事 務 部 長	331	51.3	799,676	346	799,330	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	283	51.2	831,934	364	831,570	
	短 大 卒	20	50.4	577,601	184	577,417	
	高 校 卒	28	53.0	610,736	265	610,471	
技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	187	47.8	660,505	1,781	658,724	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級專 門職 ○中間職 (部長—課長間)
	大 学 卒	148	47.3	688,050	1,641	686,409	
	短 大 卒	7	46.9	489,599	94	489,505	
	高 校 卒	32	51.0	523,812	2,965	520,847	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長	748	46.5	566,470	5,042	561,428	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	586	46.1	581,879	4,498	577,381	
	短 大 卒	42	46.7	471,053	6,295	464,758	
	高 校 卒	118	49.1	515,519	7,824	507,695	
事 務 係 長	事 務 課 長 代 理	309	45.1	496,546	64,134	432,412	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長—係長間)
	大 学 卒	215	44.6	506,171	67,238	438,933	
	短 大 卒	26	47.1	481,875	56,601	425,274	
	高 校 卒	68	46.1	464,208	54,777	409,431	
事 務 主 任	事 務 係 長	409	43.9	423,564	65,367	358,197	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	205	42.2	431,190	59,698	371,492	
	短 大 卒	50	42.3	398,469	79,069	319,400	
	高 校 卒	154	46.6	421,987	68,203	353,784	
事 務 係 員	事 務 主 任	494	38.8	395,719	49,546	346,173	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長—係員間)
	大 学 卒	338	37.3	404,526	43,381	361,145	
	短 大 卒	69	41.8	375,791	72,536	303,255	
	高 校 卒	87	42.9	370,915	59,894	311,021	
事 務 係 員	事 務 係 員	2,363	36.8	330,109	45,656	284,453	
	大 学 卒	1,475	35.1	339,117	46,589	292,528	
	短 大 卒	381	38.9	303,397	41,848	261,549	
	高 校 卒	503	40.0	324,223	45,383	278,840	
	中 学 卒	4	37.3	390,763	99,358	291,405	

(注) 調査実人員が1人の場合については，平均年齢及び平成26年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	13	54.0	710,189	0	710,189	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	10	53.8	710,437	0	710,437	
	短大卒	2	54.0	710,630	0	710,630	
	高校卒	1	*	*	*	*	
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	101	53.5	768,852	591	768,261	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	83	53.5	781,710	385	781,325	
	短大卒	6	53.5	673,661	1,582	672,079	
	高校卒	12	53.5	706,453	1,902	704,551	
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	次長	95	49.6	714,307	1,523	712,784	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	86	49.3	715,976	1,624	714,352	
	短大卒	6	52.5	717,630	164	717,466	
	高校卒	3	57.1	546,564	0	546,564	
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 課	課長	377	45.9	608,251	12,975	595,276	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	289	45.1	609,852	13,741	596,111	
	短大卒	31	48.6	585,517	905	584,612	
	高校卒	54	51.3	607,200	15,525	591,675	
中学卒	3	56.8	679,835	4,618	675,217		
技 術 課 長 代 理	代理	77	42.9	496,980	73,380	423,600	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	65	42.5	496,932	78,009	418,923	
	短大卒	6	44.7	505,120	65,682	439,438	
	高校卒	6	46.2	488,472	14,910	473,562	
中学卒	-	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	217	44.8	518,385	105,930	412,455	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	111	43.7	509,598	101,839	407,759	
	短大卒	24	42.8	529,923	113,497	416,426	
	高校卒	81	46.8	527,518	109,743	417,775	
中学卒	1	*	*	*	*		
技 術 主 任	主任	310	36.4	504,982	132,442	372,540	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	214	35.5	512,983	136,342	376,641	
	短大卒	22	38.4	479,989	115,038	364,951	
	高校卒	71	41.2	464,759	116,513	348,246	
中学卒	3	52.8	450,329	86,852	363,477		
技 術 係 員	係員	1,137	32.9	345,915	74,257	271,658	
	大学卒	668	33.8	370,920	82,428	288,492	
	短大卒	172	31.0	313,334	64,988	248,346	
	高校卒	293	32.2	316,004	63,459	252,545	
中学卒	4	44.0	439,440	106,142	333,298		

(2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	17	54.2	887,234	210	887,024	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	13	53.9	907,907	274		907,633
	短大卒	1	*	*	*		*
	高校卒	3	57.7	688,698	0		688,698
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	229	51.0	871,006	397	870,609	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	206	50.8	896,039	439		895,600
	短大卒	8	52.1	688,683	0		688,683
	高校卒	15	53.3	610,578	0		610,578
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	105	47.3	738,435	288	738,147	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長—課長間)	
	大学卒	99	46.9	741,062	304		740,758
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	6	54.6	688,548	0		688,548
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	490	46.2	608,567	4,717	603,850	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	420	45.7	610,044	4,405		605,639
	短大卒	17	49.3	545,259	6,559		538,700
	高校卒	52	50.3	617,066	7,445		609,621
中 学 卒	1	*	*	*	*		
事 務 課 長 代 理	189	45.5	524,450	71,025	453,425	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)	
	大学卒	146	44.9	523,387	73,051		450,336
	短大卒	14	48.3	502,281	43,129		459,152
	高校卒	29	47.5	542,822	72,432		470,390
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	188	46.2	478,837	64,582	414,255	○係の長又は係長級専門職	
	大学卒	103	44.0	477,740	58,400		419,340
	短大卒	12	46.6	480,974	83,732		397,242
	高校卒	73	49.2	479,994	69,961		410,033
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 主 任	236	38.4	446,732	46,147	400,585	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長—係員間)	
	大学卒	185	37.2	445,376	39,303		406,073
	短大卒	22	41.6	440,418	80,063		360,355
	高校卒	29	47.6	464,304	82,546		381,758
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	1,411	38.7	360,230	50,125	310,105		
	大学卒	880	36.6	370,407	52,036		318,371
	短大卒	231	42.0	327,023	44,691		282,332
	高校卒	296	42.3	356,848	48,075		308,773
中 学 卒	4	37.3	390,763	99,358	291,405		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	11	53.7	726,830	0	726,830	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	8	53.4	733,433	0	733,433	
	短大卒	2	54.0	710,630	0	710,630	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術部長	96	53.5	777,700	431	777,269	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	79	53.5	790,634	400	790,234	
	短大卒	6	53.5	673,661	1,582	672,079	
	高校卒	11	53.5	719,792	0	719,792	
技 術 関	技術部次長	92	49.5	717,578	1,543	716,035	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	84	49.2	718,384	1,639	716,745	
	短大卒	6	52.5	717,630	164	717,466	
	高校卒	2	58.0	586,426	0	586,426	
技 術 係	技術課長	339	45.6	613,057	13,562	599,495	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	265	44.9	613,705	14,216	599,489	
	短大卒	28	48.6	590,786	964	589,822	
	高校卒	43	50.6	621,812	18,014	603,798	
技 術 係	技術課長代理	72	42.5	496,328	74,157	422,171	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	60	42.1	496,176	79,192	416,984	
	短大卒	6	44.7	505,120	65,682	439,438	
	高校卒	6	46.2	488,472	14,910	473,562	
技 術 係	技術係長	175	45.5	543,325	115,728	427,597	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	85	44.7	537,191	114,115	423,076	
	短大卒	19	43.0	561,542	130,031	431,511	
	高校卒	70	47.2	546,404	114,063	432,341	
技 術 係	技術主任	262	36.2	516,303	139,785	376,518	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	186	35.3	520,765	141,755	379,010	
	短大卒	18	38.5	490,497	122,688	367,809	
	高校卒	56	41.7	495,995	134,925	361,070	
技 術 係	技術係員	831	32.3	345,465	76,645	268,820	
	大学卒	463	33.5	380,898	89,057	291,841	
	短大卒	142	30.5	310,406	65,798	244,608	
	高校卒	222	31.3	310,820	63,474	247,346	
中 学 卒	4	44.0	439,440	106,142	333,298		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	2	51.0	642,500	0	642,500	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	1	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	1	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	101	52.0	608,856	209	608,647	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	76	52.3	627,197	118		627,079
	短大卒	12	49.2	495,972	319		495,653
	高校卒	13	52.5	610,955	631		610,324
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	81	48.9	495,133	4,528	490,605	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長—課長間)	
	大学卒	48	48.6	510,570	5,475		505,095
	短大卒	7	46.9	489,599	94		489,505
	高校卒	26	49.8	468,701	3,957		464,744
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	251	47.4	462,908	5,271	457,637	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	162	47.6	482,392	4,986		477,406
	短大卒	25	45.1	423,436	6,125		417,311
	高校卒	63	48.1	436,715	5,627		431,088
中 学 卒	1	*	*	*	*		
事 務 課 長 代 理	114	44.1	430,259	46,531	383,728	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)	
	大学卒	68	43.7	448,775	47,928		400,847
	短大卒	12	44.8	444,978	80,961		364,017
	高校卒	34	44.8	388,846	33,020		355,826
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 長	207	42.0	382,450	68,743	313,707	○係の長又は係長級専門職	
	大学卒	91	40.4	395,418	66,816		328,602
	短大卒	37	41.1	376,944	80,129		296,815
	高校卒	79	44.3	370,457	65,386		305,071
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 主 任	235	39.0	341,479	56,729	284,750	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長—係員間)	
	大学卒	137	37.4	346,829	53,927		292,902
	短大卒	47	41.9	346,751	69,153		277,598
	高校卒	51	40.6	323,033	52,972		270,061
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 員	844	33.3	284,511	40,860	243,651		
	大学卒	529	32.2	290,277	39,759		250,518
	短大卒	135	32.7	264,516	39,185		225,331
	高校卒	180	36.6	282,958	44,930		238,028
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月 平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	2	55.5	610,805	0	610,805	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	2	55.5	610,805	0	610,805	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	4	54.5	565,489	5,820	559,669	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	3	54.7	569,967	0	569,967	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 部 次 長	次長	3	55.1	470,107	0	470,107	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級專 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	2	54.7	454,414	0	454,414	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 課	課長	32	51.5	516,770	2,026	514,744	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	19	49.2	506,796	1,731	505,065	
	短大卒	2	51.9	516,437	0	516,437	
	高校卒	11	55.0	532,921	2,874	530,047	
技 術 課 長 代 理	代理	5	49.0	509,180	58,856	450,324	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	5	49.0	509,180	58,856	450,324	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	27	41.4	400,437	56,912	343,525	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	17	41.8	414,521	50,000	364,521	
	短大卒	2	42.0	403,895	41,817	362,078	
	高校卒	8	40.3	367,832	76,964	290,868	
技 術 主 任	主任	27	39.4	349,579	13,364	336,215	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	18	39.0	343,753	14,083	329,670	
	短大卒	3	38.3	359,167	0	359,167	
	高校卒	6	41.4	363,016	18,465	344,551	
技 術 係 員	係員	259	35.0	355,051	71,012	284,039	
	大学卒	177	34.3	354,159	71,671	282,488	
	短大卒	24	35.1	348,770	66,453	282,317	
	高校卒	58	38.9	364,439	70,667	293,772	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

(4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	1	*	*	*	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	1	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	1	*	*	*	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)	
	大 学 卒	1	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
技 術	事 務 課 長	7	45.6	458,543	22,143	436,400	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	4	42.3	447,775	0	447,775	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	50.0	472,900	51,667	421,233	
関	事 務 課 長 代 理	6	44.7	405,246	57,971	347,275	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	45.2	416,234	67,318	348,916	
係	事 務 係 長	14	41.3	339,292	31,919	307,373	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	11	40.8	330,458	20,727	309,731	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	45.5	407,528	109,432	298,096	
職	事 務 主 任	23	40.2	315,628	22,710	292,918	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	16	39.1	287,839	19,198	268,641	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	7	42.7	379,144	30,738	348,406	
種	事 務 係 員	108	36.0	239,282	16,160	223,122	
	大 学 卒	66	35.2	252,001	18,255	233,746	
	短 大 卒	15	37.5	208,338	10,675	197,663	
	高 校 卒	27	37.2	222,557	13,620	208,937	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月 平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	1	*	*	*	*	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	次長	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級專 門職 ○中間職 (部長—課長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	課長	6	52.2	509,717	0	509,717	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	5	53.6	514,060	0	514,060	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長 代 理	代理	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長—係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	15	40.1	364,190	49,044	315,146	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	9	36.7	350,856	45,053	305,803	
	短大卒	3	41.3	383,193	40,163	343,030	
	高校卒	3	49.0	385,189	69,899	315,290	
技 術 主 任	主任	21	39.7	308,882	25,032	283,850	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長—係員間)
	大学卒	10	40.6	336,125	20,241	315,884	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	9	37.2	278,481	26,853	251,628	
技 術 係 員	係員	47	33.7	283,147	26,860	256,287	
	大学卒	28	34.4	294,112	27,318	266,794	
	短大卒	6	28.3	235,721	12,509	223,212	
	高校卒	13	34.6	281,418	32,497	248,921	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 比較対象外職種
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成26年4月平均支給額(円)			備 考
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
関係職種 電話交換手 ・ 自家用乗用車 運転手 ・ 守衛員 ・ 用務員	-	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く
	7	49.0	421,040	55,416	365,624	
	-	-	-	-	-	
	1	*	*	*	*	
研究関係職種 研究所長 ・ 研究部(課)長 ・ 研究室(係)長 ・ 主任研究員 ・ 研究員 ・ 研究補助員	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長, 研究部(課)長, 研究室(係)長を除く)
	6	46.5	701,024	0	701,024	
	5	41.6	504,723	0	504,723	
	5	40.8	457,603	58,150	399,453	
	40	29.5	312,116	48,214	263,902	
医療関係職種 病院長 ・ 副院長 ・ 医科長 ・ 医師 ・ 歯科医師	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	5	59.2	1,293,780	21,400	1,272,380	
	13	51.8	1,347,603	68,077	1,279,526	
	28	39.6	965,612	142,475	823,137	
関係職種 薬局長 ・ 薬剤師 ・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 栄養士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士	6	48.8	417,127	17,224	399,903	部下に薬剤師2人以上
	29	33.6	302,804	38,424	264,380	
	35	40.4	388,189	53,665	334,524	
	36	40.2	331,213	45,855	285,358	
	15	36.8	250,046	10,768	239,278	
	29	33.2	295,403	17,903	277,500	
職種 総看護師長 ・ 看護師長 ・ 看護師 ・ 准看護師	8	50.4	529,245	16,951	512,294	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	49	47.1	429,671	60,528	369,143	
	184	39.0	357,952	65,824	292,128	
	75	47.7	318,875	34,842	284,033	
教育関係職種 大学長・副学長・ 学部長 ・ 教授 ・ 准教授 ・ 講師 ・ 助教 ・ 高校校長 ・ 教頭 ・ 校教諭	13	62.9	791,495	0	791,495	
	100	56.0	662,490	1,132	661,358	
	72	44.5	548,573	0	548,573	
	55	44.4	456,162	0	456,162	
	41	39.8	440,490	0	440,490	
	1	*	*	*	*	
海事関係職種 船長・機関長 ・ 一等航海士・機関士 ・ 二等航海士・機関士 ・ 三等航海士・機関士 ・ 運航士 ・ 甲板長・操機長 ・ 甲板手・操機手 ・ 甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

第12表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目				採用なし
		採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	32.8	31.4	68.6	0.0	67.2
	500人以上	37.1	35.3	64.7	0.0	62.9
	100人以上 500人未満	28.4	26.2	73.8	0.0	71.6
	50人以上 100人未満	16.4	0.0	100.0	0.0	83.6
高校卒	計	14.8	20.4	77.7	1.9	85.2
	500人以上	14.4	14.4	82.4	3.2	85.6
	100人以上 500人未満	17.0	32.3	67.7	0.0	83.0
	50人以上 100人未満	8.2	0.0	100.0	0.0	91.8

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目				昇給制度なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	91.9	44.7	71.6	41.1	8.1
	500人以上	91.5	45.0	73.7	40.8	8.5
	100人以上 500人未満	95.0	42.8	75.8	46.4	5.0
	50人以上 100人未満	83.2	50.0	50.0	24.8	16.8
課長級	計	82.6	35.8	64.7	35.9	17.4
	500人以上	74.8	31.9	62.0	34.1	25.2
	100人以上 500人未満	91.7	36.1	72.4	41.4	8.3
	50人以上 100人未満	83.2	50.0	50.0	24.8	16.8

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第14表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		計	33.4	13.8	0.7
係員	500人以上	42.5	9.2	0.0	48.2
	100人以上 500人未満	25.4	16.4	1.8	56.4
	50人以上 100人未満	23.2	22.9	0.0	53.9
課長級	計	26.7	15.2	0.0	58.1
	500人以上	28.7	13.5	0.0	57.8
	100人以上 500人未満	25.3	14.6	0.0	60.1
	50人以上 100人未満	23.2	22.9	0.0	53.9

第15表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額	
	平成26年度	平成25年度
配偶者	14,670	14,605
配偶者と子1人	20,235	20,339
配偶者と子2人	25,443	25,877

(注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出

2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の70.6%であった。

3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については14,500円、配偶者以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第16表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合	
	平成26年度	平成25年度
支給	58.2	51.8
借家・借間居住者に支給	85.0	94.4
自宅居住者に支給	70.8	81.0
社宅居住者に支給	11.9	18.9
非支給	41.8	48.2
住居手当の1人当たりの平均支給額	8,188 円	8,100 円

(注) 1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出
 2 職員の場合、住居手当の1人当たりの平均支給額は7,551円である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目	係員		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
計	61.4	38.6	51.3	48.7	54.2	45.8
全規模	500人以上	39.2	39.8	60.2	45.7	54.3
	100人以上 500人未満	40.3	57.5	42.5	58.0	42.0
	50人以上 100人未満	31.3	69.0	31.0	69.1	30.9

第3部 労働経済指標

第18表 労働経済指標

年月	項目	①	②	③		④		⑤				⑥		
		実質国内総生産	常用雇用指数	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)		
		全国	(調査産業計) (全国)	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国		
		前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	季節調整値	季節調整値	季節調整値	モデル推計値	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	調査産業計	一般労働者	前年比・前年同月比 (%)
平成24年度		0.7	△ 0.3	※0.82	※0.69	4.3	*4.6	99.9	△ 0.1	*99.6	△ 0.4	99.8	△ 0.2	0.2
平成25年度		2.3	0.0	※0.97	※0.79	3.9	*4.0	100.0	0.1	*100.6	1.0	99.5	△ 0.3	△ 0.1
平成25年4月			△ 0.4	0.88	0.73	4.1		101.1	△ 0.1	101.6	1.1	100.7	△ 0.1	0.0
5月	0.9		△ 0.3	0.90	0.74	4.1	4.1	99.6	△ 0.2	100.7	1.9	99.4	△ 0.4	△ 0.1
6月			△ 0.1	0.92	0.75	3.9		99.9	△ 0.4	101.1	0.9	99.7	△ 0.6	△ 0.3
7月			△ 0.1	0.94	0.76	3.9		99.6	△ 0.4	100.4	0.4	99.4	△ 0.6	△ 0.5
8月	0.4		0.0	0.95	0.77	4.1	3.7	99.6	0.1	100.0	0.4	99.4	△ 0.3	0.0
9月			0.0	0.96	0.77	4.0		99.6	0.0	100.2	0.9	99.5	△ 0.4	△ 0.1
10月			0.1	0.98	0.78	4.0		100.3	0.3	100.8	1.5	99.8	△ 0.3	△ 0.2
11月	0.0		0.3	1.01	0.80	3.9	3.7	100.3	0.3	101.0	1.2	99.6	△ 0.2	0.0
12月			0.2	1.03	0.82	3.7		100.1	0.2	101.7	1.3	99.2	△ 0.5	△ 0.3
平成26年1月			0.3	1.04	0.83	3.7		99.4	0.7	100.4	1.0	98.8	0.2	0.3
2月	1.5		0.3	1.05	0.86	3.6	4.1	99.6	0.2	100.6	0.8	99.0	△ 0.3	△ 0.1
3月			0.4	1.07	0.85	3.6		100.6	0.7	101.1	0.6	99.8	0.1	0.1
4月			0.4	1.08	0.87	3.6		101.8	0.7	102.5	0.9	100.9	0.2	0.5
5月	△ 1.7		0.3	1.09	0.88	3.5	4.1	100.4	0.8	101.9	1.2	99.9	0.5	0.9
6月			0.4	1.10	0.88	3.7		100.8	0.9	102.5	1.4	100.4	0.7	0.7
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

(注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成22年基準である。

(注) 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

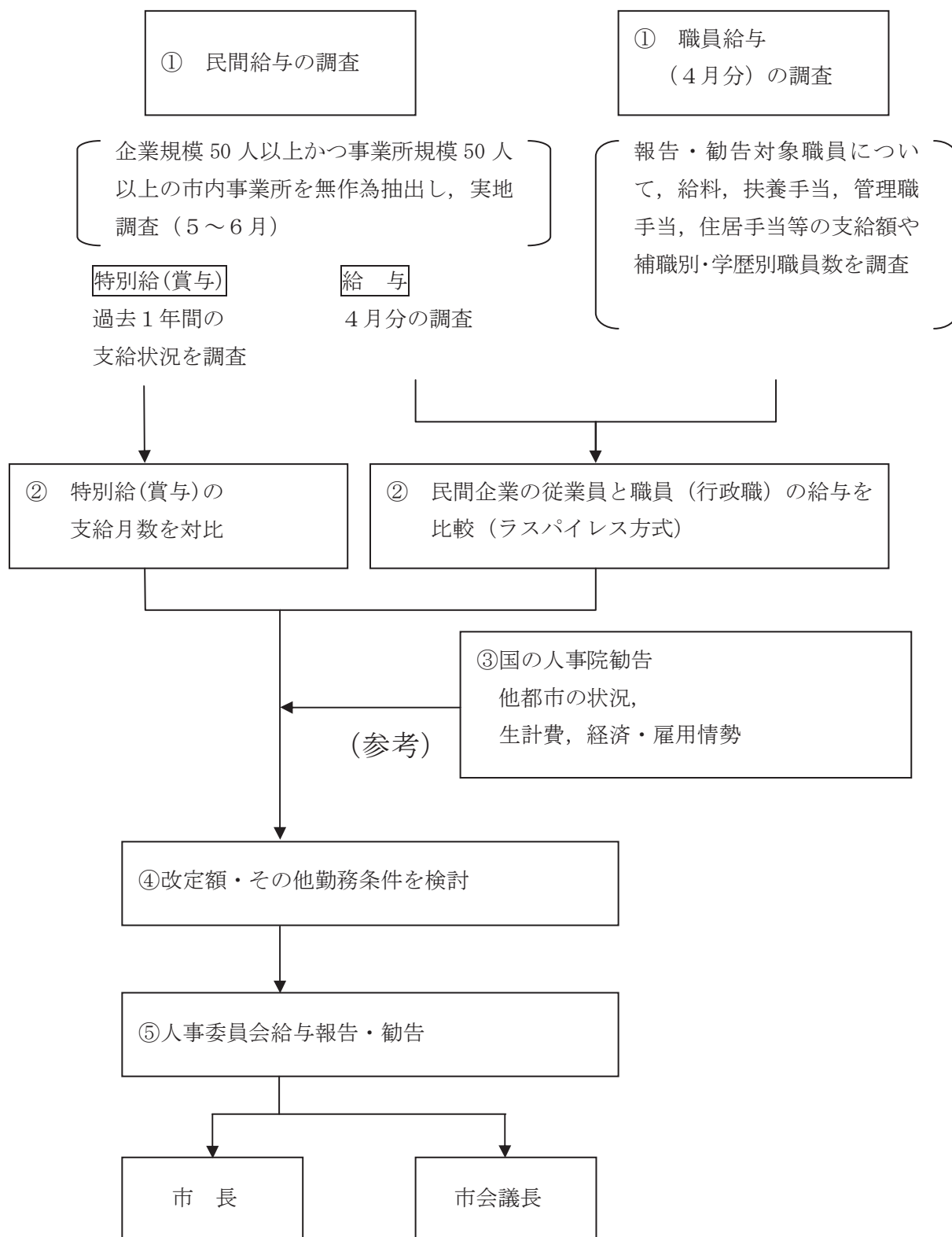
(注) 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。

(注) 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数		⑧ 所定外労働 時間数		⑨ 消 費 支 出 (名 目)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県		(調査 産業計) (全国)		(調査 産業計) (全国)		全 国		神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計						二人以上の世帯	二人以上の世帯の うち勤労者世帯	二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯	全 国	神 戸 市	全 国
指数 (H22=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*100.0	0.2	149.5	12.1	286.4	1.2	314.2	1.8	*269.9	*309.2	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1
*101.2	1.2	149.5	12.6	290.8	1.5	318.7	1.4	*267.0	*304.4	0.9	0.9	1.9
102.1	1.4	154.0	12.7	304.4	0.0	340.2	0.0	238.1	266.1	△ 0.7	△ 1.0	0.1
101.7	2.4	149.3	12.1	283.2	△ 1.9	308.1	0.9	226.4	259.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6
101.9	1.2	152.1	12.1	270.5	△ 0.1	296.2	0.9	244.6	249.7	0.2	0.2	1.2
101.2	0.6	154.3	12.4	286.7	1.2	310.0	△ 0.9	226.0	263.1	0.7	0.5	2.2
100.7	0.3	148.0	12.0	285.5	0.4	312.8	0.6	263.3	337.8	0.9	0.3	2.3
100.9	0.7	147.2	12.3	281.0	5.3	314.6	4.7	259.3	293.1	1.1	0.7	2.2
101.3	1.3	152.8	12.8	290.0	1.8	314.2	△ 0.3	277.8	322.6	1.1	1.2	2.5
101.0	0.7	153.5	13.0	280.2	2.3	300.0	△ 0.1	258.8	287.0	1.5	1.8	2.6
101.5	0.9	148.8	13.3	334.8	2.8	358.1	△ 0.4	321.3	373.9	1.6	1.9	2.5
100.5	0.5	141.6	12.5	298.0	3.3	326.0	1.7	276.5	331.5	1.4	1.6	2.4
100.6	0.3	145.3	12.6	267.6	△ 0.4	294.5	△ 1.4	251.6	319.3	1.5	1.7	1.8
101.1	△ 0.1	147.3	13.4	345.7	9.2	384.5	9.6	309.8	403.5	1.6	1.8	1.7
102.3	0.2	153.5	13.4	302.6	△ 0.6	329.5	△ 3.1	281.5	337.9	3.4	3.1	4.2
102.5	0.8	147.5	12.5	272.2	△ 3.9	293.5	△ 4.7	263.9	340.1	3.7	3.1	4.4
103.0	1.1	152.9	12.4	273.8	1.2	296.0	△ 0.1	220.5	260.5	3.6	2.8	4.6
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

(注) 5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成24年度, 25年度の欄のうち, *の付された数値は, それぞれ平成24暦年, 平成25暦年の数値である。

<参考> 給与報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、59 ページ第10表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。

20th

1995~2015

1.17

K O B E



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
K O B E

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008